

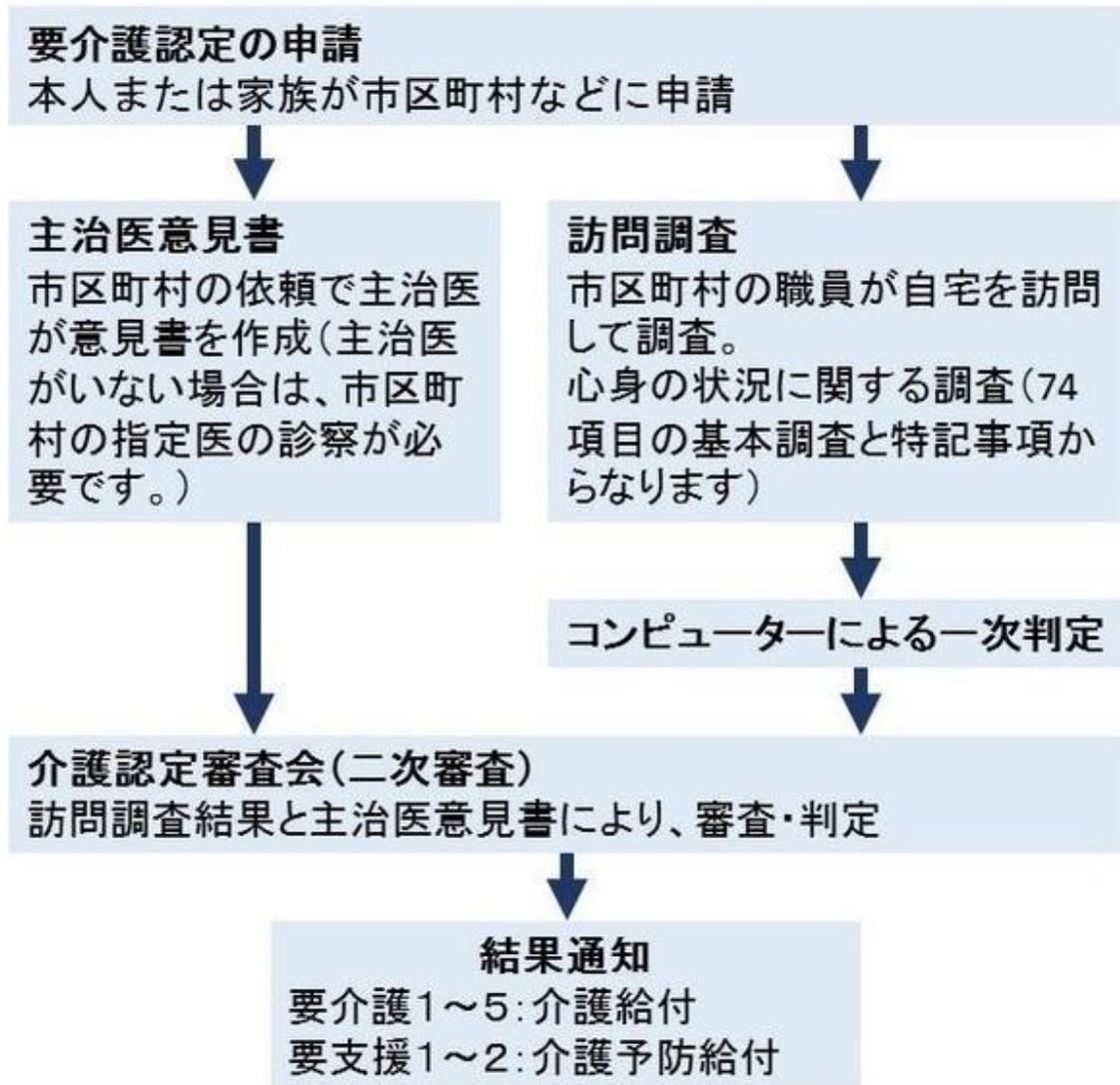
(有) 静岡健康企画 ことぶき薬局 TEL055(977)6024 たまち薬局 TEL054(251)1678
ひまわり薬局TEL053(463)4312 みかん薬局TEL053(584)2230 いちご薬局TEL055(946)6430

介護認定審査会とは

市町村の附属機関として設置され、要介護者等の保健、医療、福祉に関する学識経験者によって構成される合議体です。複数の市町村が共同で設置することも可能です。

委員は市町村長が任命する非常勤の特別職の地方公務員であり、任期は2年で、再任も可能です。委員には守秘義務が課せられます。

下記の図が申請の流れです。二次判定が要支援2または要介護1の場合は引き続き、状態に維持・改善の可能性にかかる審査判定を行います。



介護認定審査会委員の構成や議決方法は、以下のようになっています。

- 1.委員の互選により長をおく。（合議体長）
- 2.委員の定数は5人を標準として、市町村が条例で定める数とする。（三島市は1合議体につき4人）
- 3.委員の過半数が出席しなければ、審議の開催や議決はできない。
- 4.議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は長が決する。

介護認定審査会では、被保険者が要介護・要支援認定の申請書を提出すると、要介護認定の申請を受けた市町村が、認定調査員を訪問調査に派遣し、本人や家族に聞き取りを行い、一次審査に必要な内容を用紙に記入しコンピューターにかけ、主治医の意見書を考慮して一次審査が判定されます。



訪問調査は、市区町村の職員が自宅を訪問して、心身の状況に関する調査を行います。調査は74項目の基本調査と特記事項からなります。

主治医の意見書は、市区町村の依頼で主治医が意見書を作成します。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要になります。

